

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分	起 訴 事 件											区 分				
	前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪 無 罪					有罪に係る人員及び金額							
				有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	罰 金 人 員	罰 金 金 額						
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	16	人(社)	千円	申告所得税
		4	20	24	17	-	-	-	7	16	16		18	460,000		
法人税	外	X	-	X	X	-	-	-	-	-	人	内	8			法人税
		6	28	34	18	-	-	-	16	22	22		25	497,800		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	9			その他
		14	7	21	21	-	-	-	-	14	14		16	517,500		
合 計	外	X	-	X	X	-	-	-	-	-	人	内	33			合 計
		24	55	79	56	-	-	-	23	52	52		59	1,475,300		

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		18		2
合計	外	合計	外	合計	外
	17		18		21

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分				
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計					
			酒製造者	酒販売業者																
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検挙	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙		
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 件 数	
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告収税官吏		
		発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	発		
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不問処分
		通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通知処分
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不告発
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処分前 公訴権消滅
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数		
犯則に係る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則に係る 額		
通告処分 罰科相当額	外	-	-	20	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分 罰科相当額		

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			た ば こ 税			た ば こ 特 別 税	取引所税	印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計									
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94			

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
	酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	
	通告処分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
履行等件数	通告不履行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行
	通告後権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後権消滅
	通告履行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履行
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	外	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	通告履行罰科金額相
外	-	-	94	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	通告履行罰科金額相

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-	第17条第1項	-	第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-								

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。